

税務調査の手続きが法で明確に 説明責任など納税者の権利拡大

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

2011年度税制改正で、税務調査に関する取り扱いの詳細が法律で定められ、2013年1月1日以後の調査から適用されることとなった。消費税の引き上げなどに比べて話題に上ることは少ないが、これから税務調査を受ける診療所にとっては重要な内容であり、ぜひ確認しておきたい。

調査手続きが統一化

税務調査の開始から終了までのプロセスが法律に明記され、その取り扱いが統一された(図1)。

(1) 事前通知の内容を規定

税務調査を行う際には、あらかじめ

税務署側から納税者に通知することが義務づけられた。事前通知はこれまでも行われてきたが、今回は新たに、「事前通知すべき内容」が以下のように定められた。

- ①調査の日時、場所
- ②調査対象となる税金と調査対象期間
- ③準備書類(帳簿、証拠書類)
- ④調査官の氏名、所属

これらの情報は非常に重要である。調査官の人数が多く、実施期間が長いほど厳しい調査になる傾向があるので、上記の情報により調査内容をある程度予想できるからだ。ちなみに医療法人の場合は、規模にもよるが調査官1、2人、実施期間2、3日程度が目安となる。

また、調査官の職位が高ければ、税務署が重要な案件として考えて間違いはない。「特別」や「上席」という専門的かつ決裁権のある調査官の場合は特に厳しい調査が予想される。

なお、この事前通知の

制度に限り、2012年10月1日以降に行われる税務調査から先行導入された。

(2) 資料の持ち帰りの明文化

税務調査は通常、調査官が調査先を訪れ、帳簿や領収書などの証拠書類をその場で確認する。調査官が資料の原本を税務署へ持ち帰るのはまれであったが、今回の改正では「必要がある場合は、資料を預かることができる」という取り扱いが明文化された。

しかし契約書などの重要書類の原本を、一時的とはいえ外部に預けるのは管理上望ましくなく、また業務に支障が及ぶ可能性も考えられる。従って、このような要求があった場合はその必要性を確認した上で、どうしても調査に必要とされる部分についてはコピーでの代用を考えたい。

(3) 調査終了の通知と説明責任

申告漏れが発見された場合は納税者への内容説明が、申告内容に問題がなければ書面での通知が、それぞれ義務づけられた。これにより調査の終了が明確になるとともに、申告漏れと判断された事項については税務署側に説明責任が生じることとなった。

この規定を踏まえ、申告漏れ指摘の法的根拠については、納得いくまで説明を求めている。

調査対象期間などを延長

(1) 所得税・消費税も5年に

従来、税務調査の対象とできる期間は、法人税が5年前まで、所得税・消費税は3年前までとされていたが、これが5年前までに統一された。今後は、どの税金についても最長5年前までさかのぼった調査が可能となった。

ただし、税務署側も限られた時間で広範囲の調査を行うには限界があるため、実際には今後も「過去3年分」の調査が主流となるだろう。調査対象期間は前述の「事前通知」により明らかにすることが義務づけられたため、そこでしっかり確認しておきたい。

なお、脱税などの不正があったと認められる場合は、調査は7年前までさかのぼって行われる。

(2) 還付の請求期間の延長

既に申告・納付した税金の計算に誤りがあり、多く納めすぎてしまった場合、「更正の請求」という制度に基づき還付を請求できる。ただし、これまでその請求期限は「当該申告書の提出期限から1年以内」に限られていた。

ところが今回の改正で、(1)の調査対象期間と連動する形で5年前まで請求可能となった。納税者にとって朗報であり、2011年12月2日以後に申告期限が到来する税金から適用される。

ただし、「更正の請求」により納めすぎた税金の還付を請求した場合、事実確認のための調査が行われることが多いので、請求に当たってはそうした事務

表1●重加算税の対象に関する例示

重加算税の対象となるもの	重加算税の対象とならないもの
①二重帳簿を作成している	①売上高を翌期に繰り延べていたが、翌期に計上していることが確認された
②決算報告書や帳簿、証拠書類(領収書・請求書など)を破棄または隠ぺいしている	②経費を繰り上げて未払い計上していたが、翌期に支払われていることが確認された
③帳簿の偽造や虚偽記載をしたり、取引先と通じて証拠書類を改ざん・偽造している	③交際費を他の科目で処理していた
④売上高や棚卸資産を取引先から故意に除外している	
⑤優遇税制を受けるための証明書その他の書類を改ざんまたは偽造している	
⑥帳簿外の資産から生じる利息、家賃などを計上していない	

※国税庁2000年7月3日付け「法人税の重加算税の取り扱いについて(事務運営指針)」による

負荷を考慮しておく必要がある。請求金額がわずかな場合、税務調査にとられる時間や手間に見合わないこともあるからだ。

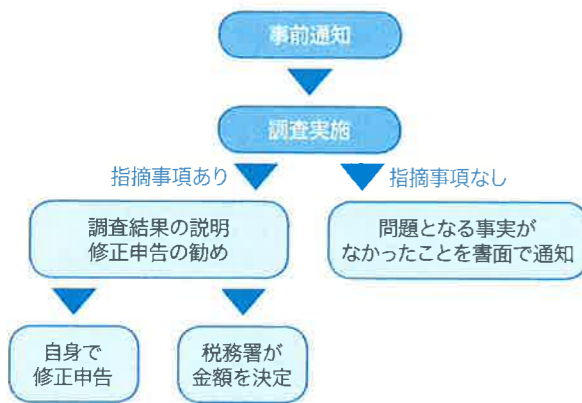
重加算税の対象の確認も

税務調査において悪質な不正行為が発覚した場合には、最も重いペナルティーである重加算税が徴収される。申告漏れ税額の35~40%の高率となるため資金負担が大きいばかりでなく、これを課されると各種税務上の取り扱いも不利となるため、ダメージが大きい。

今改正では変更はなかったが、最近の税務調査では、本来重加算税の対象ではない単なる処理漏れや誤りも、対象とされる傾向がある。重加算税は、帳簿などを故意に改ざんしたり、架空の取引を装うなど法律に違反して脱税を行った場合に適用される。対象となるケースが国税庁から公表されているので参考にしていただきたい(表1)。


拡大された納税者の権利の行使と同時に、重加算税などで税務署側の指摘に納得できない場合は、断固として拒否する姿勢も忘れてはならない。

図1●税務調査の流れ



**森部の
アドバイス**

**新制度を理解し
積極的に活用を**



2011年度の税制改正により、長い間慣習で行われてきた税務調査の手続きが明文化され、2012年10月から順次適用が開始されました。

税務調査を受ける側としては、新しい制度をよく理解した上で、納税者にとっ

て有利な取り扱いは積極的に活用しましょう。

また、申告漏れが見つかった場合には、いわれなき重加算税を課されないよう、納得できない指摘に対しては徹底して反論することも大切です。

イラスト◎やまもと 妹子